治山林道事業、農業農村整備工事に係る週休２日制工事実施要領

１．趣旨

本要領は、南丹市農林商工部農山村振興課が発注する土木工事において、週休２日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

２．目的

建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休２日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

３．対象工事

原則、農林商工部農山村振興課発注の全ての土木工事を対象とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休２日制工事であることを明記する。

４．週休２日の考え方

工期内の施工に必要な期間※２において、週休２日の現場閉所を行ったと認められること。週休２日の考え方は次のとおりとする。

（１）施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日（以下「土日祝」という。）が現場閉所※１された状態。

（２）月単位の週休２日とは、施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

（３）以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。
①年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及び夏季休暇（8 月 14 日～8 月 16 日）
②工場製作のみの日数
③工事事故による不稼働日数
④工事の全面中止日数

（４）雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

※１　現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。

※２　施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間※３は除く。
・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

※３　後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするために要する期間。

５．実施方法

実施方法は次のとおりとする。

（１）　発注者は、入札段階で特記仕様書に週休２日制工事であることを明記する。
なお、当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

（２）　受注者は、契約後、週休２日を達成するための現場閉所日確認表を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。

（３）　工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（現場閉所が不可能な期間）が生じる場合は、次のとおりとする。

【農業農村整備工事】

受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等（任意様式）で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認できれば、当該期間においても現場閉所したものとする。

【治山林道事業】

受発注者間で協議し、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。

（４）　受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表を添付するものとし、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

（５）　受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督職員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。

（６）　受注者は、週休２日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

６．確認方法

発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表により現場閉所日数の割合等（実績）を確認する。

７．補正係数

週休２日の実施状況に応じた補正係数、市場単価及び土木工事標準単価における補正係数は次のとおりとする。

【治山林道事業】

１．補正係数

	週休２日	月単位の週休２日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.02	1.01
現場管理費（率分）	1.03	1.02

２．市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名　　称	区　　分	週休２日	月単位の週休２日
防護柵設置工（ガードレール）	設置 撤去	1.00 1.02	1.00 1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置 撤去	1.02 1.02	1.02 1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置 撤去	1.00 1.02	1.00 1.02
道路標識設置工	設置 撤去・移設	1.00 1.01	1.00 1.01

道路付属物設置工	設置 撤去	1.01 1.02	1.01 1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

３．土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	週休２日	月単位の週休２日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械 人力	1.01 1.02	1.01 1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置 撤去	1.00 1.02	1.00 1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

【土地改良事業等請負工事積算基準を適用する「農業農村整備工事」】
補正しない。

８．補正方法

週休２日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。
（１）週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
（２）実績において、週休２日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。

【治山林道事業】
契約書第２４条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休２日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。
また、月単位の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を１．００に変更するものとする。

【土地改良事業等請負工事積算基準を適用する「農業農村整備工事」】
補正しない。

９．工事成績評定

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が２８．５％（８日／２８日）未満となる等、明らかに週休２日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

１０．その他

受注者は、週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告する。

また、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附　則

この要領は、令和６年１１月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。